指定障害者支援施設　いけぶくろ茜の里　重要事項説明書
（生活介護事業）

1　事業所運営法人

（令和８年８月１日現在）

法人名	社会福祉法人フロンティア
法人所在地	東京都豊島区池袋四丁目２９番６号　アクシア池袋２０４号室
代表者氏名	理事長　山内　雅代
法人設立年月日	昭和５６年３月１０日

2　事業所の概要

事業所名称	指定障害者支援施設　いけぶくろ茜の里
事業所所在地・連絡先	東京都豊島区池袋四丁目１５番１０号 ０３－５９６０－５２３１
事業所番号	東京都１３１１６０００５８号　（平成２１年４月１日指定）
事業の種類	生活介護事業
管理者	越智　一富
サービス管理責任者	枚村　和彌
事業所の目的及び 運営方針	１．本人主体の支援を基本とし、ご利用者の意思及び人格を尊重した支援を提供します。 ２．安定したサービスの提供ができる体制作りのため、支援の質の向上を目指し、専門性を高める人材育成に努めます。 ３．常に透明で健全な事業所経営を目指します。 ４．地域の行政や他の福祉サービスと密接な連携をするとともに、地域の活動等との連携及び交流に努めます。
事業所の開設年月日	平成１７年４月１日
主たる対象者	１８歳以上の知的障害者
定員	３４名
第三者評価	第三者評価　令和６年１１月２７日受審 利用者調査　令和７年１２月２６日受審
職員研修の取り組み	ご利用者に対するサービスの質の向上を目指し、組織として研修の重要性を認識し人材育成に取り組みます。職員の主体的な研修への参加を通じて、自己啓発に努める姿勢の醸成を図ります。

3　サービスに係る設備等概要

①施設

建物	構造	鉄筋コンクリート　地下１階・地上５階建て （耐火建築物・耐震構造）
	敷地面積	1,051.06 ㎡
	延べ床面積	2,667.13 ㎡

②設備

設備の種類	部屋数	備　　考
食堂	1	プロジェクター・スクリーン設置
作業室	3	生活介護利用者活動室
医務室	1	２Ｆ
静養室	1	
喫茶室	1	地域交流ルームも兼ねる
トイレ	4	２Ｆ・３Ｆ・４Ｆ・５Ｆ

＊事業所では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省の定める指定基準により「生活介護事業」のサービス提供において設置が義務付けられている施設・設備です。ご利用については特別にご負担いただく費用はありません。

４　職員の配置状況

職員については、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、「生活介護事業」を提供する職員として下記の職種の職員を配置しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

職　種	常勤	非常勤	常勤換算	備　考
施設長	1		０．４	施設入所、就労支援、相談支援、共同生活援助と兼務
サービス管理責任者	1		１．０	
生活支援員	１９	9	２６．３	
看護師	2	1	２．８	
管理栄養士	1		１．０	
事務員	3		３．０	
業務員		3	１．２	
医師		2	―	嘱託医
理学療法士		1	０．１	外部委託
調理員			―	外部委託

＊常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週４０時間）で除した数です。

＊人員配置については、障害者支援施設としての配置となっています（施設入所支援・短期入所含む）。

＊状況により副施設長、事務長を配置することがあります。

5　利用契約に当たっての留意事項

（1）利用契約の際には、原則として身元引受人を選任していただくようお願いしています。

（2）選任した身元引受人を変更する場合には事前に届出をお願いいたします。

（3）身元引受人の方にお願いすることは次のとおりです。

①ご利用者に関する事業所からの連絡について必要な調整を行うこととします。

②ご利用者が疾病等により医療行為が必要になった場合は責任を持ってその事態に対応するものとします。

③契約書に基づいたご利用者の経済的な債務について負担するものとします。なお、身元引受人の負担限度額は２００，０００円とします。

④その他、ご利用者に関する必要な手続きを行うこととします。

6　提供するサービスの種類及び内容

・生活介護サービス提供時間　月曜～金曜　９：００～１７：００

ただし、他の曜日、祝日、年末年始に営業する場合は事前に周知します。

・事業所は法令に基づき以下のサービスを提供し、全てのサービスは、「個別支援計画」に基づき行われます。なお、ご利用者のサービス提供時間は上記時間内の「個別支援計画」に基づく時間となります。

・「個別支援計画」はサービス管理責任者が作成し、ご利用者の同意をいただき、写しを交付します。また、必要に応じて随時見直しを行います。

（1）介護給付費対象サービス

種　類	内　　容
相談及び支援	ご利用者及びそのご家族が希望する生活やご利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
排泄	ご利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着脱衣	必要に応じて介助、確認を行います。
整容	個性を尊重しながら適切に支援を行います。
移動	ご利用者の心身の状況に応じて適切に支援を行います。
健康管理	・内科の嘱託医による診察や健康相談を受けることができます。 ・健康診断・歯科検診は、ご希望に応じて年１回行います。 ・日常的には看護師により疾病予防や健康管理に努めます。また、緊急時、必要に応じて協力医療機関または主治医に責任を持って引き継ぎます。 ・処方された薬は、誤薬を防ぐため看護師及び生活支援員が管理させていただきます。 ・ご利用者が外部の医療機関に通院を希望される場合は、原則としてご家族に対応をお願いいたします。 ＜嘱託医＞

	【内科】土屋医院　土屋淳郎（月２回　第２・第４金曜日） 住所：豊島区池袋４－１７－１０　℡０３－３９７１－１８４８ ＜協力医療機関＞ 要町病院　住所：豊島区要町１－１１－１３　℡０３－３９５７－３１８１
日中活動の支援	・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、ご利用者の心身の状況に応じて支援します。 ・ご利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 ・社会経済活動に参加できるよう、心身の状況に応じて支援します。 ・ご利用者が自立して社会生活を営むことができるよう、日中活動（作業、療育等）を行います。
余暇活動	余暇支援を行うほか、行事・クラブ活動を行います。 ＊行事参加や活動に伴う材料費等は実費を負担して頂くことがあります。
機能訓練	体力、身体機能維持のため、運動の機会を提供します。
創作的活動	創作的活動の機会を提供します。
生産活動	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 〈本人支給金の支払〉 ①生産活動により収入が発生した場合は、収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を本人支給金として、生産活動に参加した状況によりご利用者にお支払いします。 ②支払日は毎月２５日で、２５日が土日祝の場合は翌金融機関営業日となります。ゆうちょ銀行口座へ振込みによりお支払いします。
自治会活動	ご利用者の自治会が中心となって行事等の立案・計画・実施を行います。

（2）介護給付費対象外サービス

種　類	内　容
食事	・基本は5階食堂で提供します。ただしご利用者の希望や状況に応じ、各フロアダイニングスペースでの提供も可能です。 ・ご利用者の健康保持のため、適正な栄養バランスのとれた食事を提供します。 ・ご利用者の健康状態に配慮した治療食の充実に努めます。 ・ご利用者の希望により特別な食事を提供する場合は別途費用がかかります。 ・厨房は業務委託しています。 ＜食事時間＞昼食　１２：００～１３：００

（3）ご家族との交流

・家族会を原則月１回実施します。また、行事等への参加もあります。

・『茜通信』を発行し、事業所での様子等情報を提供します。

・個人面談を年１～２回、担当職員により実施します。

（4）地域交流

・地域行事に積極的に参加、協力しています。

・各種行事やクラブ活動等にボランティアの協力を積極的に受け入れて交流を図ります。

・喫茶スペースでは就労支援部門のご利用者が作ったパンの販売を行っています。また、地域の憩いの場としてご利用いただき、地域に開かれた事業所となるよう努めています。

7　利用の開始と終了

（1）利用開始

ご利用に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。診療情報提供書・処方箋の写し等の提出をお願いいたします。

（2）契約の終了

①ご利用者は、事業所に対し３０日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合にこの契約を解約することができます。

②ご利用者は、事業所もしくは職員が以下の事由に該当する場合に文書で通知することによりただちにこの契約を解約することができます。

・正当な理由なくサービスを実施しない場合

・守秘義務に反した場合

・社会通念を逸脱する行為を行った場合

・他のご利用者がご利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合

③事業所は、ご利用者に対し３０日間の予告期間を置いて、理由を示した文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

④事業所は、ご利用者が以下の事由に該当する場合にはただちにこの契約を解約していただくことがあります。

・ご利用者がサービス利用料金の支払いを３か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず３０日以内にお支払いいただけない場合

・ご利用者が、故意または重大な過失により事業所や職員、他のご利用者に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

・ご利用者及びご家族がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

・天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用することができない場合

・ご利用者が連続して３か月を越えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合、または現に連続して３か月を越えて入院した場合

・ご利用者の介護給付費の支給決定が取り消された場合

⑤ご利用者の出身世帯の転居に伴う介護給付費支給決定取り消しの場合は、転居先区市町村の支給決定により、契約変更できることとします。

⑥やむを得ない事情により事業所を縮小する場合は契約を解約し、退所していただくことがあります。

この場合、契約を解約する日の３０日前までに文書で通知します。

（3）契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくても契約は自動的に終了します。

①ご利用者が他の障害者支援施設等に入所した場合

②指定障害福祉サービスの支給決定期間が終了し、その後支給決定がない場合

③事業所が指定障害福祉サービス事業所としての指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合

④ご利用者が死亡した場合

⑤やむを得ない事情により事業所を閉鎖する場合

8　利用料金の請求及び支払方法について

（1）介護給付費サービスの料金

介護給付費象サービスを提供した際の介護給付費について、事業者が区市町村から直接受け取る（代理受領）場合、ご利用者負担分（介護給付費全体の１割を上限）を事業者にお支払いいただきます。なお、ご利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。詳細につきましては別紙「生活介護利用料金」をご確認ください。

（2）介護給付費対象外サービスの料金

介護給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、下記の通り所定の料金をお支払いいただきます。なお、この料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容や変更する事由について、変更を行う１か月前までに説明します。

項　目	料　金
食費	【食費】昼食　７５０円（低所得の方４２０円） 食事提供体制加算対象者　３０単位（１日単位） ※茜の里に入所されている方は、施設入所支援の 1 日あたりの食費に含まれます。
おやつ代	利用回数により毎月計算し実費をいただきます。
各種証明書類発行代	証明書諸書類の発行　１件につき　１００円
複写サービス代	１枚につき１０円
日常生活上必要となる諸費用	事業所で準備している共用のもの以外を使用される場合に実費をいただきます。

＊食事のキャンセル

食費は**前日の１５時**までにご連絡くだされればキャンセル料は不要です。それ以降のキャンセルの場合は７５０円（低所得の方４２０円）をいただきます。

＊介護給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

＊特別な食事にかかる費用、健康維持のための費用及びご利用者の事情により必要となる嗜好品等は該当する方から実費をいただきます。

（3）支払方法

上記ご利用料金の支払いは、１か月ごとに計算し、翌月２２日迄に請求しますので、２５日までにお支払いください。原則としてゆうちょ銀行口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は振込でお願いします。

＊毎月お渡しする「サービス提供実績記録票」をご確認の上、捺印しご提出ください。

＊事業所は入金の確認が出来ましたら領収書を発行いたしますので保管してください。

９　虐待の防止のための措置に関する事項

（１）事業所は、ご利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るために、以下の措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定します。

②虐待防止のための計画策定、虐待発生時の検証と再発防止の検討等のため虐待防止委員会を設置し、年１回以上開催するとともに、その内容について職員に周知徹底します。

③苦情解決体制の整備をします。

④職員全員に対し研修及び訓練を年１回以上開催し、新規採用時には必ず研修を実施します。

（２）虐待の疑いがある場合は、豊島区または豊島区障害者虐待防止センターに報告し、共同解決を図ります。

１０　身体拘束の禁止に関する事項

（１）事業所は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者等の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。「緊急やむを得ない場合」とは、次のいずれにも該当する場合です。

①ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと（切迫性）

②身体的拘束等を行う以外に当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護する手段がないこと（非代替性）

③身体的拘束等が一時的なものであること（一時性）

（２）事業所は、身体的拘束等の適正化のために、以下の措置を講じます。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する身体拘束適正化委員会を設置し、年１回以上開催するとともに、その内容について職員に周知徹底します。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

③職員に対し研修及び訓練を定期的（年１回以上）に開催し、新規採用時には必ず研修を実施します。

（３）緊急やむを得ずご利用者に対して身体的拘束等を行わざるを得ない状況がおこる可能性があると判断した場合は委員会で協議の上、身体的拘束等が必要と判断された場合は、別紙「身体的拘束等実施同意書」をもってご利用者又はご家族等の同意を得るものとします。

（４）事業所は、カンファレンス、ご利用者やご家族に対しての説明、記録と再検討、解除等を適切に実施します。

１１　ご利用に際し留意いただきたい事項

飲酒	事業所内の飲酒はご遠慮くださるようお願いいたします。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
施設利用	事業所内の設備等のご利用に際し、ご利用者の過失による破損等が生じた場合や他のご利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがありますので、損害保険の加入をお勧めしています。詳細はお問い合わせください。
宗教活動等	ご利用者の思想、信仰は自由ですが他のご利用者に対する布教活動等はご遠慮ください。
貴重品の管理	ご利用者の責任において管理していただきます。行事等で必要な金銭等については、必要に応じて支援員が管理し、使用に際しての支援を行います。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。

１２　緊急時の対応方法

ご利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関またはご利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な置を講じるほか、別紙のご家族等へ速やかに連絡します。また、事故による入院等が発生した場合は、速やかに区市町村へ連絡するなどの必要な措置を講じます。

１３　感染症対策

（1）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的（３月に１回以上）開催することに加えて、必要に応じて随時開催します。また、その内容について職員に周知徹底します。

（2）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

（3）職員に対し研修及び訓練を定期的（年２回以上）に行うとともに、新規採用時には必ず研修を実施します。

１４　非常災害対策

（1）消防法で定められた防火管理者を選任します。

（2）非常災害時に備えて消火設備等の必要な設備を整備します。

（3）非常災害に関する具体的な計画をたてて定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。

非常時の対応	池袋消防署に届け出た消防計画及び施設運営規程第１９条（感染・非常災害対策）に基づいて対応します。
防火管理者	越智　一富
避難訓練	消防訓練は原則毎月実施、ご利用者参加避難訓練を年６回程度、その他地域と連携した訓練と研修を実施します。
防災設備	スプリンクラー・屋内消火栓・自動火災報知機・非常通報装置・非常警報装置・誘導灯・非常電源装置・消火器具・防排煙制御・簡易自動消火装置等 ＊設備は専門の業者に委託し、定期的に点検します。居室のカーテン等は防

	炎性のものを使用しています。 ＊事業所全体の建物は池袋消防署より豊島区の福祉事業所では２件しか認定を受けていない「優良防火対象物」です。
備蓄	食料・飲料水３日分等
災害時	・生活介護サービス提供時間に被災した時は事業所内待機をし、ご家族のお迎えにより帰宅していただきます。 ・上記時間以外に被災した場合はご家族の判断でお願いします。 ・服薬の必要なご利用者については、通所中の被災も考慮し、原則５日分の薬を「お薬情報」の写し（最新のもの）と一緒に常時持参してください。薬は6か月ごとに新しいものに入れ替えていただくようお願いします。方法については職員にお尋ねください。

１５　業務継続計画（ＢＣＰ）の作成

（1）感染症や非常災害が発生した場合にもサービスが継続して提供できるよう計画を策定し、必要な措置を講じます。また、計画は定期的に見直しを行います。

（2）職員に対し計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施します。

１６　ご利用者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいてご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要なコピーなどの諸費用はご利用者の負担となります。）

１７　要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

（1）要望・苦情等申立先

事業所ご利用相談・苦情窓口	・責任者：越智　一富 ・受付担当者：枚村　和彌 ・電話番号：０３－５９６０－５２３１ ・受付時間：月曜～金曜　９時～１７時
第三者委員会	・法人において第三者委員会を設置しています。
区市町村苦情対応相談機関	別紙一覧のとおり
東京都社会福祉協議会	・担当部署：運営適正化委員会 ・電話番号：０３－５２８３－７０２０ ・受付時間：月曜～金曜　９時～１７時

（2）虐待防止に関する窓口

虐待防止に関する窓口	・虐待防止責任者：越智　一富 ・虐待相談受付担当者：枚村　和彌 ・電話番号：０３－５９６０－５２３１

	・受付時間：月曜～金曜　9時～１７時

１８　個人情報の取り扱い（プライバシーポリシー）について

（1）職員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他に漏らしません。

（2）ご利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供するものとします。

（3）個人情報の収集、利用、提供にあたってはご利用者の同意を得ることとします。

（4）個人情報保護に関する窓口は以下のとおりです。

・個人情報保護苦情・相談窓口：サービス管理責任者　枚村　和彌

・個人情報保護管理者　　：施　設　長　越智　一富

１９　事故発生時の対応及び損害賠償

事故が発生した場合は、速やかにご家族、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。事故等事業者の責任により生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について契約者に故意又は過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

【重要事項説明書の説明年月日】　令和　　年　　月　　日

指定障害福祉サービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事　業　者】　住　所　　東京都豊島区池袋四丁目２９番６号
アクシア池袋２０４号室
名　称　　社会福祉法人フロンティア
代表者　　理事長　　山内　雅代　　㊞

（説明者）　　所　属　　いけぶくろ茜の里

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

【利　用　者】　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

【身元引受人】　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞